

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「服薬情報等提供料1,2」

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

### 凡例

疑義解釈

MPSコメント

### 主な更新内容

- ・P2 地域支援体制加算の算定要件を追加、点数の誤記載を訂正
- ・P3 電子文書の取扱い規定を追加
- ・P5 主な疑義解釈を追加

資料No.20210304-1112-2

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

# 日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事	
薬学管理科	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/44">https://yakumed.jp/articles/44</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/54">https://yakumed.jp/articles/54</a>
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/57">https://yakumed.jp/articles/57</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/67">https://yakumed.jp/articles/67</a>
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/55">https://yakumed.jp/articles/55</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/60">https://yakumed.jp/articles/60</a>
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/51">https://yakumed.jp/articles/51</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/59">https://yakumed.jp/articles/59</a>
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点						

【目的】 調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族等又は保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服用の継続または中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進すること。

点数名	条件	提供内容	点数
服薬情報等提供料1	保険医療機関からの求めと患者の同意 ⇒保険医療機関に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の服用薬の残薬及び服薬状況</li> <li>○患者に対する服薬指導の要点、患者の状態等</li> <li>○医師の指示による分割調剤における2回目以降の患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・残薬の有無</li> <li>・残薬が生じている場合はその量・理由</li> <li>・副作用の有無</li> <li>・副作用が生じている場合はその原因の可能性のある薬剤の推定</li> </ul> </li> <li>○入院前の患者の服用薬</li> <li>★文書等により情報提供を行う</li> </ul>	30点
服薬情報等提供料2	患者又は家族等（要患者の同意）の求め ⇒患者又は家族に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急安全性情報等、調剤後の患者の服薬期間中に知りえた情報</li> <li>○患者の服薬状況の確認及び必要な指導</li> </ul>	20点
	薬剤師による判断と患者の同意 ⇒保険医療機関に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の服用薬及び服薬状況（残薬情報を含む）</li> <li>○患者に対する服薬指導の要点、患者の状態</li> <li>○患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報</li> <li>★文書等により情報提供を行う</li> </ul>	

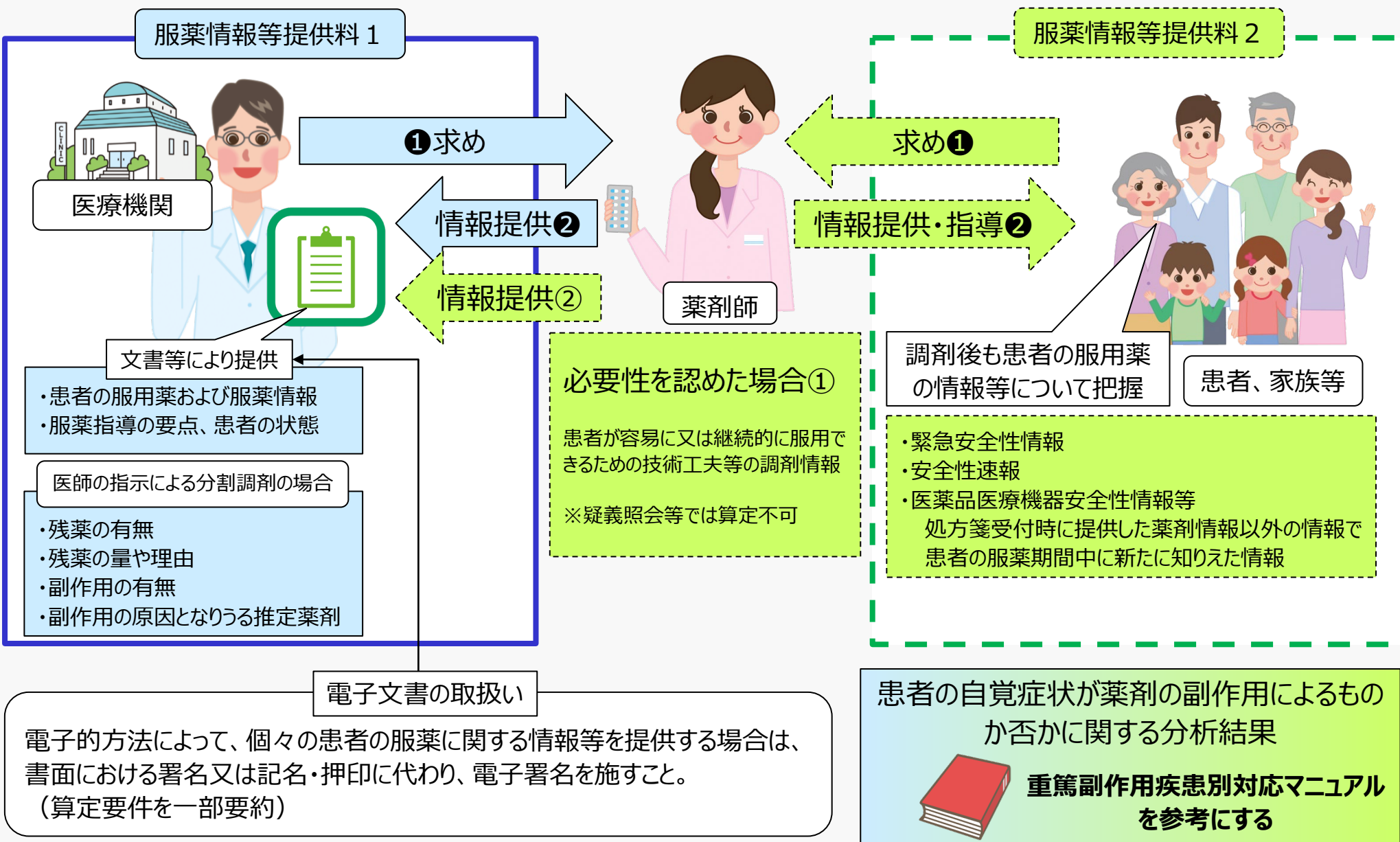
地域支援体制加算の施設基準にて、服薬情報提供料の算定実績が求められています

調剤基本料 1 を算定  
= 年12回以上/1薬局当たり（選択制）

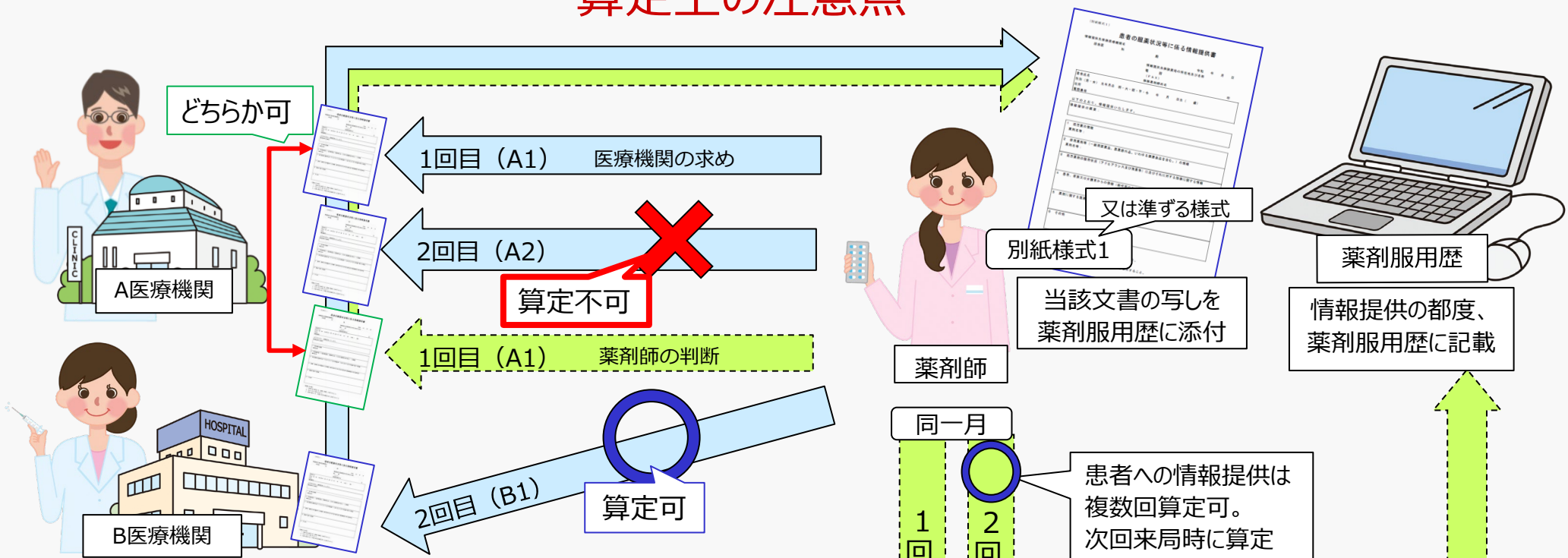


調剤基本料 1 以外算定  
= 年60回以上/常勤薬剤師1人当たり（選択制）





# 算定上の注意点



〇〇〇〇年〇〇月

同一月

日	月	火	水	木	金	土
				1 (A1)	2 (B1)	3
				8	9	10
11	12	13	14 (A2)	15 (A1)	16	17
18				22	23	24
25				29		

医療機関の求めによる情報提供は、同一患者の場合、複数回提供しても算定は1回のみ

医療機関への情報提供で「1」と「2」の両方を同一月に行った場合はどちらかを算定

複数の保険医療機関又は診療科の場合、施設、科ごとに算定可

- ・情報提供した事項
- ・服薬期間中および処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等

- ・かかりつけ薬剤師指導料
  - ・かかりつけ薬剤師包括管理料
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- との併算定は不可



【平成14年4月11日】（問13）【平成16年3月30日】（問13）

【Q】服薬期間中の患者に重大な影響を与える新たに知りえた情報とはどういったものなのか？

【A】医薬品緊急安全性情報（いわゆるドクターレター）、医薬品・医療機器等安全性情報などがあげられる。薬歴に基づき、新たに認められた一部の併用薬、飲食物との「相互作用」や「警告」、「禁忌」などの重篤な副作用の追加などが、服用期間中の患者に重大な影響を与えると判断される場合を想定している。当該情報に当たっては、単に患者を不安がらせ、薬剤の中止や一律に受診を促すなどのことがないよう、十分な経験を積んだ薬剤師により適切に行われるものと理解している。

【平成28年3月31日】（問52）

【Q】服薬情報等提供料について、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している場合には算定できないとされているが、同一月内でこれらの指導料等を算定すれば、服薬情報等提供料は算定できないのか？

【A】かかりつけ薬剤師指導料等を算定している月であれば、服薬情報等提供料に相当する業務も当該指導料等の中で行うことになるので、服薬情報等提供料は算定できない。

【平成30年3月30日】（問4）

【Q】かかりつけ薬剤師指導料や在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していない患者について、当該患者の介護に関わっている介護支援専門員等からの求めに応じ、服薬状況の確認及び必要な指導の内容について提供した場合に、服薬情報等提供料2を算定して差し支えないか？

【A】患者の同意を得るなどの要件を満たせば、算定して差し支えない。

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！



スマートフォンで簡単登録

会員特典 1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>